



# 宮 崎 県 公 報

平成27年10月22日（木曜日） 第 2736 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

## 目 次

### 告 示

- 決算の要領の公表……………（財政課） 1
- 生活保護法に基づく介護機関（居宅介護事業所）の指定……………（国保・援護課） 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護事業所）の所在地の変更……………（ “ ” ） 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護支

頁

- 援事業所）の所在地の変更……………（国保・援護課） 2
- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………（障がい福祉課） 2
- 民有林の保安林の指定予定……………（自然環境課） 2
- 民有林の保安林の指定（3件）……………（ “ ” ） 3
- 道路の区域の変更（2件）……………（道路保全課） 3
- 道路の供用の開始（2件）……………（ “ ” ） 4
- 宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出……………（会計課） 4
- 宮崎県証紙売りさばき人の指定の取消し……………（ “ ” ） 4
- 企業局企業管理規程**
- 企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程…………… 4

## 告 示

### 宮崎県告示第 631号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233条第 3 項の規定により、平成27年 9 月宮崎県議会定例会において認定に付された決算について、同条第 6 項の規定により、その要領及び監査委員の意見を次のとおり公表する。

平成27年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 決算の認定に関する議会の議決
  - (1) 平成26年度宮崎県歳入歳出決算 認定
  - (2) 平成26年度宮崎県電気事業会計決算 認定
  - (3) 平成26年度宮崎県工業用水道事業会計決算 認定
  - (4) 平成26年度宮崎県地域振興事業会計決算 認定
  - (5) 平成26年度宮崎県立病院事業会計決算 認定
- 2 決算の要領  
別冊のとおり
- 3 監査委員の意見  
別冊のとおり

### 宮崎県告示第 632号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第 14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
総合メディ	福岡市中央	そうごう薬	都城市都島	平成27年

カル株式会社	区天神 2 丁目14番 8 号	局たかお南 店	町 524番地 6	7 月 1 日
総合メディカル株式会社	福岡市中央区天神 2 丁目14番 8 号	そうごう薬局都原店	都城市都原町20-16	平成27年 7 月 1 日
総合メディカル株式会社	福岡市中央区天神 2 丁目14番 8 号	そうごう薬局山田店	都城市山田町山田4307番地 5	平成27年 7 月 1 日
株式会社ひむかメディカル	宮崎市清水 2 丁目 2 番 10号	おすず調剤薬局	児湯郡高鍋町大字北高鍋 783- 3	平成27年 4 月 1 日
社会福祉法人 豊の里	都城市栄町 22号 5 番 1	グループホーム 2 ユニッ ト し ら ゆ り	都城市安久町4966番地 2	平成26年 6 月 1 日

### 宮崎県告示第 633号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第 14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成27年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地
株式会社拓	児湯郡高鍋町大字上江6649番地 123	訪問介護ステーションたかなべ	児湯郡高鍋町大字南高鍋6710-5 203号室

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
児湯郡高鍋町上江6649-123	児湯郡高鍋町大字南高鍋6710-5 203号室	平成27年7月1日

宮崎県告示第 634号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護支援事業所)から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成27年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関(居宅介護支援事業所)

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
特定非営	東臼杵郡門川町須	いきいき	延岡市北一ヶ岡4

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指 定 年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4520300684	共同生活援助事業所(グループホーム)潮風	延岡市緑ヶ丘5丁目15番1号	医療法人隆誠会	延岡市緑ヶ丘5丁目14番30号	平成27年11月1日	共同生活援助

宮崎県告示第 636号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成27年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町北河内字芋踏川1717、1718、1721-3、1722から1724まで、1726から1728まで、1729-2、1730、1732、1733、1734-3、1734-4、1736-11から1736-14まで、1736-16、1736-17、1736-19から1736-21まで、1745、1752、1757、1759、1760-1、1760-5、1761、1782、1783-1、1789-2、1790-4、字黒山1914、1914-2、1914-3、1921-4、字下里山2206-4、2206-6から2206-8

利活動法人いきいき会	賀崎4丁目48番地	会居宅介護支援事業所	丁目5-7
株式会社介護とりハビリのエンゼル	児湯郡川南町大字川南 12714-13	居宅介護支援事業所エンゼル	児湯郡高鍋町大字持田1741-3

2 届出事項

居宅介護支援事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
延岡市下伊形町6069番地	延岡市北一ヶ岡4丁目5-7	平成27年9月1日
児湯郡高鍋町大字北高鍋1352-1 コーポコスモス	児湯郡高鍋町大字持田1741-3	平成27年6月1日

宮崎県告示第 635号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成27年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

まで、2206-39、2206-40、2206-42、2206-45から2206-48まで、2206-55、2206-56、2206-61

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林

部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 637号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成27年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字サレ谷3411、3412
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字サレ谷3411・3412（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 638号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成27年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字尾崎8557-1、8585-1、8585-2、8586-1、8593-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字尾崎8557-1・8586-1・8593-1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 639号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成27年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字財木1320-64
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字財木1320-64（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 640号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年10月22日から平成27年11月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
40	県道	都農綾線	西都市大字三納字柳之丸6503番1地先から同市大字平郡字通山3979番2地先まで	旧	6.0~15.0	430.0
				新	8.0~28.6	430.0

**宮崎県告示第 641号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年10月22日から平成27年11月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
338	県道	大久保木崎線	宮崎市大字熊野字宮ケ	旧	7.5~22.6	808.0

			田瀬5233番 1地先から 同市同大字 字熊野7090 番3地先ま で	新	8.0～ 24.4	808.0
--	--	--	--	---	--------------	-------

**宮崎県告示第 642号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年10月22日から平成27年11月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
40	県道	都農綾 線	西都市大字 三納字柳之 丸6503番 1 地先から同 市大字平郡 字通山3979 番 2 地先ま で	平成27年10月22日

**宮崎県告示第 643号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年10月22日から平成27年11月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
338	県道	大久保 木崎線	宮崎市大字 熊野字宮ケ 田瀬5233番 1地先から	平成27年10月22日

			同市同大字 字熊野7090 番 3 地先ま で
--	--	--	----------------------------------

**宮崎県告示第 644号**

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第 5 項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成27年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	
串間市大字 南方1836- 1 瀬治山 道好宅内	一般社団法 人宮崎県狛 友会	串間市大字 奈留5512- 6 笹山晃 宅内	一般社団法 人宮崎県狛 友会	平成27年 9月29日
日南市中央 通 1 丁目 2 - 3 はま ゆう農業協 同組合吾田 支所吾田土 地改良区内	一般社団法 人宮崎県狛 友会	日南市鉄肥 2 丁目 11- 14 上村銃 砲火薬店内	一般社団法 人宮崎県狛 友会	

**宮崎県告示第 645号**

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第12条第 1 項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成27年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定を取り消した売り さばきをする場所	指定を取り消した売り さばき人の名称	指定取り消し 年月日
宮崎市末広 1 丁目 9 番 14号	社団法人宮崎県貸金業 協会	平成27年10月 9日

**企業局企業管理規程**

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成27年10月22日

宮崎県企業局長 四 本 孝

**宮崎県企業局企業管理規程第 6 号**

**企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程**

企業局会計規程（平成14年宮崎県企業局企業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前							改正後						
別表第 1 勘定科目表 電気事業会計勘定科目表 [略] 資本 8 資本金							別表第 1 勘定科目表 電気事業会計勘定科目表 [略] 資本 8 資本金						
款	項	目	節	細節	細々節	備考	款	項	目	節	細節	細々節	備考
資本金	資本金	[略] 組入資 本金	[略] その他 積立金			[略]	資本金	資本金	[略] 組入資 本金	[略] その他 積立金 受贈財 産評価 額			[略]
		[略]	[略]						[略]	[略]			

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行し、平成27年10月14日から適用する。

--	--